

事 務 連 絡  
令和3年（2021年）3月31日

各医療機関の長 様

滋賀県立精神保健福祉センター所長

自立支援医療費（精神通院医療）の経過的特例の取り扱いについて

標記の件については、別添障発 0331 第2号のとおり、経過的特例が令和3年4月1日以降も延長されることとなりました。

つきましては、本県における今後の取扱いについては、下記のとおりとしますので、ご対応についてよろしく申し上げます。

記

《今後の取扱い》

本県では、現在交付している本受給者証のうち、職権により有効期限を「令和3年3月31日」とした受給者証には「経過的特例が延長された場合は令和〇年〇月〇日とする」と印字しておりますので、引き続き印字されている有効期限まで本受給者証を使用することができます。改めて、職権により交付することはありません。

職権により有効期限を「令和3年3月31日」とした受給者証の更新時期に関しては、「経過的特例が延長された場合は令和〇年〇月〇日とする」と印字された有効期限の3ヶ月前からになります。

「令和3年3月31日」の3ヶ月前からではありませんので、ご注意くださいようお願いいたします。